

平成28年（ロ）第 号

支 払 督 促

当事者の表示、請求の趣旨・原因は、別紙記載のとおり。
債務者は、請求の趣旨記載の金額を債権者に支払え。
債務者がこの支払督促送達の日から2週間以内に督促異議を申し立てないときは、債権者の申立てによって仮執行の宣言をする。

平成28年 月 日

千葉 簡 易 裁 判 所

裁判所書記官

○ ○ ○ ○

上記は正本である。

同 日 同 庁
裁判所書記官

○ ○ ○ ○



[注意]

本件につき提出する書面には上記の事件番号を記入してください。